

◎新潟県告示第472号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年4月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類及び路線名  
県道 佐渡一周線
- 2 道路の位置  
佐渡市住吉1282番から同市下久知17番まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在  
名称 海岸管理者 新潟県 代表者 新潟県知事 米山 隆一  
所在 新潟市中央区新光町4番地1
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容  
兼用工作物の路面（路盤までの部分を含む。）、法面、防護柵その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物以外の部分の改築、維持又は修繕
- 5 管理の期間  
平成29年3月29日から当該施設の存続する日まで